

熊本市「農水局（農業土木工事）における週休２日 試行工事」実施要領

第１条（趣旨）

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休２日普及に向けての効果や課題を把握するための取組として、「週休２日試行工事」を実施するもの。

第２条（対象工事）

熊本市農水局が発注する農業土木工事（土地改良工事積算基準に基づく工事）のうち、原則としてすべての工事を対象とする。

ただし、以下の工事は対象外とする。

- ①工期や作業工程に制約がある工事
- ②緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③間接工事費を見積により積算する工事
- ④施行箇所が点在する維持補修工事
- ⑤その他発注者が指定する工事

第３条（対象期間）

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

第４条（用語の定義）

（１）週休２日の定義

本市が試行する「週休２日試行工事」における「週休２日」とは、対象期間において、４週６休以上の休日（現場閉所）を確保することをいう（曜日の特定はない）。やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替えの休日（現場閉所）を確保するものとする。

（２）休日（現場閉所）の定義

前条における対象期間内において、一日を通して現場や現場事務所が閉所（一切作業を行わないこと）された状態をいう。ただし、以下の作業は現場での作業に該当しない。

- ①臨機の措置（異常気象時等における現場対応等）
- ②安全パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業
- ③資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当

しない下請負人等が行う作業

④その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(3) 現場閉所率の定義

前条における対象期間内における休日（現場閉所）の割合であり、休日（現場閉所）の日数を対象期間の日数で割った率をいう。なお、現場閉所率は、少数第2位以下切り捨てとする。

第5条（発注手続き）

(1) 当初設計については、第9条に示す週休2日による間接工事費等の補正をせず積算し発注する。

(2) 特記仕様書に、受注者希望型の「週休2日試行工事」であることを明示する。（別紙1参照）

第6条（発注方式）

受注者希望型とし、契約後、受注者の希望により週休2日による施工を実施することができる。

第7条（試行内容）

(1) 受注者による意思表示

受注者は、契約後速やかに「週休2日試行工事」実施の意向について、書面にて監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。

(2) 休日（現場閉所）取得計画実績表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（別紙2参照）を監督員に提出する。

なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙3参照）

(4) 実施報告

受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出する。

(5) 現場閉所の確認方法

監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を確認する。

(6) 監督員の対応

監督員は、「週休2日施行工事」の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう指導する。監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示を行わないこととする。

第8条（変更契約）

変更契約後、工事完成日まで、所定の現場閉所率を下回らないよう留意すること。また、現場閉所の達成状況確認後に、4週6休に満たないもの、および工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取り組みを希望しないものを含む）については、変更契約の対象としない。

第9条（間接工事費等の補正）

【土木工事】

【※「土地改良工事積算基準（施設機械）」に基づき積算する工事含む】

週休2日試行工事の取り組みを実施した工事について、休日（現場閉所）の達成状況に応じ別紙4の補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、および市場単価に乗じるものとする。

第10条（工事成績評定の取り扱い）

第7条（試行内容）に基づく計画が完全に達成できた場合は、「土木工事における週休2日試行工事に係る工事成績評定の取扱いについて」（別紙5）により工事成績評定において適切に評価する。なお、達成できなかった場合において減点を行わない。

第11条（週休2日実施証明書の交付）

週休2日試行工事の取り組みを実施した工事で、4週6休以上の休日（現場閉所）取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書（別紙6）を交付する。

附則

本要領は令和4年（2022年）2月14日から施行し、本要領の規定は、令和4年（2022年）2月14日時点で工事施行中の案件にも適用する。

附則

本要領は令和4年（2022年）8月25日から施行する。